

雇用保険三事業について

雇用保険三事業とは

失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策 ー雇用保険の給付減を目指すー

事業内容

① 雇用安定事業 【18年度予定額 1,794億円】

○事業主に対する助成金

- ・高齢者や障害者を雇用する事業主を支援(特定求職者雇用開発助成金)
- ・失業予防に努める事業主を支援(雇用調整助成金)
- ・創業や雇用を増やす事業主を支援(自立就業支援助成金、地域雇用開発促進助成金)
- ・試行雇用を促進(試行雇用奨励金)
- ・高齢者の継続雇用に取り組む事業主を支援(継続雇用定着促進助成金)
- ・仕事と子育ての両立を支援(育児・介護雇用安定等助成金) 等

○リストラされた労働者に対する再就職支援

- ・就職支援ナビゲーターや再就職プランナーによるきめ細かい就職相談・職業紹介 等

② 能力開発事業 【18年度予定額 1,409億円】

○在職者や離職者に対する訓練

- ・公共職業能力開発施設の設置・運営
- ・専修学校等の民間教育機関を活用した職業訓練の推進

○事業主が行う教育訓練への支援

- ・キャリア形成促進助成金 等

○職業能力評価制度の整備

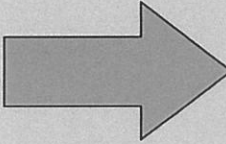
- ・技能検定の実施
- ・職業能力を客観的に評価することができる職業能力評価基準の整備 等

③ 雇用福祉事業 【18年度予定額 873億円】

○中小企業退職金共済の掛金に対する助成

○ジョブカフェ等若者に対する情報提供 等

※福祉施設の整備は平成12年度限りで廃止。



リストラ等雇用上の諸問題が企業行動に起因するところが多く、また、これらの問題の解決が事業主にも利益をもたらすため、事業主の保険料(雇用者の賃金総額の0.35%分)のみを原資。国庫負担はない。【18年度予定額 4,167億円。対前年度比▲12.7%】